

# 仕 様 書

行財政局総務部庁舎管理課

(担当 多田羅、高瀬 222-3046)

件名	市庁舎一般廃棄物（ミックスペーパー）収集運搬業務（庁舎管理課）
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契 約 条 件	<p>1 総則 (1) 市庁舎（京都市役所本庁舎、西庁舎、分庁舎及び北庁舎をいう。以下同じ。）一般廃棄物（ミックスペーパー）の収集運搬業務（以下「本業務」という。）の受注者は、京都市契約事務規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令等を遵守するとともに、本仕様書に基づき的確に業務を実施すること。 (2) 本業務で扱う一般廃棄物（ミックスペーパー）は、市庁舎から排出される紙類とし、再生利用を目的として分別したものとする。</p> <p>2 収集運搬の予定数量 2, 300kg（ただし、予定数量は、過去の実績及び予測によるもので、本市の都合により増減する。）</p> <p>3 本業務の作業基準 本業務は、次の作業基準により実施すること。 (1) 収集日、作業時間 収集日は、別紙1のとおり (2) 作業時間 作業は、午前7時から午前10時までの間に実施すること。 (3) 収集場所 収集場所は、市庁舎敷地内の産業廃棄物保管施設（本・北庁舎地下1階及び分庁舎）の2箇所（詳細は別紙2のとおり）。 (4) 作業内容及び搬入先等 ア 産業廃棄物保管施設に集積された一般廃棄物（ミックスペーパー）を全て収集し、適正に処分すること。また、収集に当たっては分別状況を確認し、ミックスペーパー以外のものが混入していた場合は、同施設において選別のうえ、適切に分別処理を行うこと。 イ 収集後は、集積場所及びその付近の床面掃き清掃を行い、清潔の保持及び整理整頓に努めること。 ウ 収集後的一般廃棄物（ミックスペーパー）の搬入先 名 称：谷藤紙業株式会社 京都古紙センター 所 在 地：京都市山科区大塚元屋敷町63 搬 入 条 件：(ア) 搬入日は収集日当日とし、午前8時から午後5時までの間に搬入すること。 (イ) 搬入に利用する収集車の荷室部分は常に清潔な状態を保持し、収集運搬時にミックスペーパーの質（ミックスペーパーの入った袋を含む。）を低下させないこと。 搬入手数料：無料（一般廃棄物（ミックスペーパー）の再資源化処理業務を別途契約するため。）</p>

契 約 条 件	<p>(5) 作業の留意点</p> <p>ア 運搬中は収集した一般廃棄物（ミックスペーパー）が飛散しないよう荷台部分をシートで覆う等の措置を講じること。</p> <p>イ 他の場所から排出された廃棄物と併せて処理施設に搬入しないこと。</p> <p>ウ 受注者は、作業従事者に対して、常に細心の注意を払い、本仕様書に沿った作業を適切に行うこと等を指導すること。</p> <p>4 報告書の提出等</p> <p>受注者は、当月分の収集日ごとの収集量(単位：kg)及び処分結果を報告書にして、翌月の14日までに行財政局総務部庁舎管理課長に提出すること。</p> <p>5 委託料の支払</p> <p>委託料は、1箇月ごとに当該期間の業務完了後、年間委託料の12分の1を支払うものとする。</p> <p>6 その他の特記事項</p> <p>(1) 受注者は、その実施に関し行財政局総務部庁舎管理課長と密接に連絡を取り合うこと。</p> <p>(2) 本仕様書に掲げる業務以外の業務の必要性が生じた場合は別途契約する。</p> <p>(3) 産業廃棄物保管施設を変更した場合は、本市の指示に従うこと。</p> <p>(4) その他、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度双方が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。</p>
---------	--

(別紙 1 )

### 市庁舎一般廃棄物（ミックスペーパー）収集運搬業務の作業日・時間について

- 1 本業務の作業日は以下の表のとおりとする。
    - (1) 週1回（水曜日）を原則とするが、祝日等の関係から変更している場合があるため、収集日の確認を必ず行うこと。
    - (2) 搬入施設の事情等により作業日を変更する場合がある。その場合は、庁舎管理課から事前に連絡する。
  - 2 作業時間については、午前7時から午前10時までの間とする。

令和8年度予定表

2026年 4月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2027年 1月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

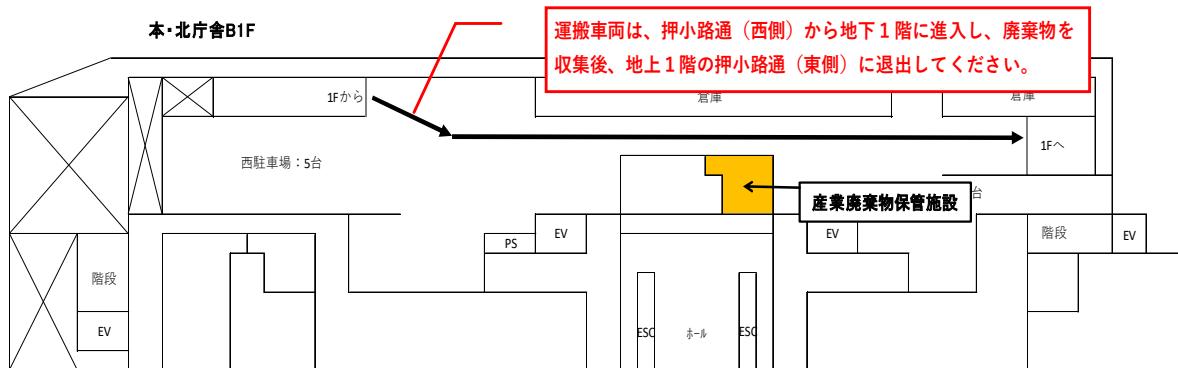
3月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

※ 7月17日と24日は祇園祭（山鉾巡行），8月13日から15日まではお盆期間，10月22日は時代祭（行列巡行）

## 収集運搬車両の通行について

市庁舎の産業廃棄物保管施設への出入りは下図のとおり

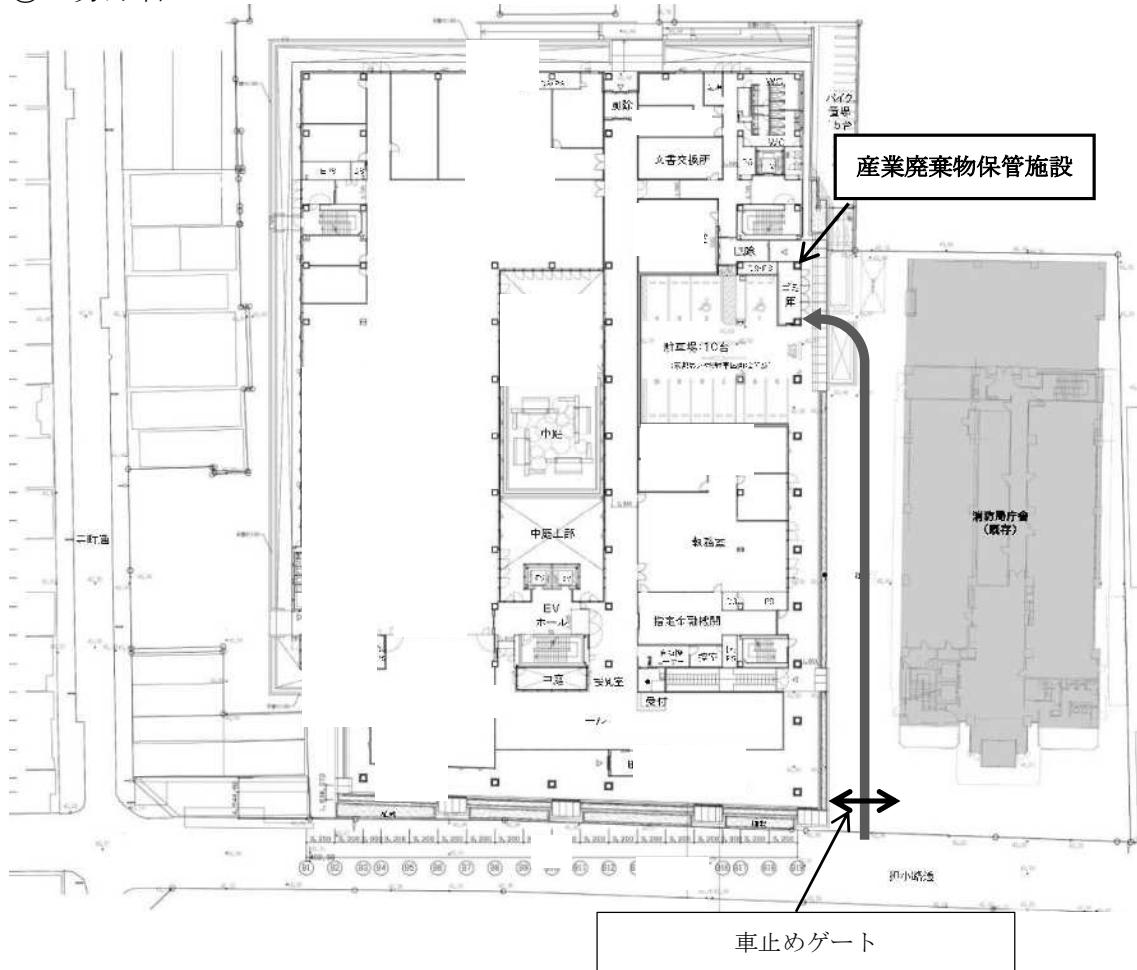
## ① 本・北庁舎



(注意事項)

- 1 午前7時から作業が可能です。
- 2 運搬車両は、押小路通（西側）の入口※から本・北庁舎の地下1階に進入し、廃棄物を収集後、押小路通（東側）の出口から退出してください。  
※ 入口の車止めゲートは、備付けのインターホンを使用し、警備員に解錠を依頼してください。
- 3 別紙3として進入路と退出路の図面を添付していますので参照してください。

## ② 分庁舎



### (注意事項)

- 1 午前7時から作業が可能です。
- 2 分庁舎の車止めゲートは備付けのインターホンを使用し、警備員に解錠を依頼してください。